精　神　保　健　グ　ル　ー　プ

概　況

精神障がい者に対する適正な医療の提供等を行うため、精神科救急医療体制整備等を実施した。

１　自殺対策強化事業

予　算　額　　１４３，９３５千円

決　算　額　　１１１，７１３千円

（１）大阪府自殺対策審議会

「自殺対策基本法」(平成十八年法律第八十五号)を踏まえ策定した「大阪府自殺対策基本指針」（平成24年３月策定、平成29年３月及び平成30年３月改正、令和５年３月廃止）をより充実させた「大阪府自殺対策計画」（令和５年３月策定）を策定し、府における自殺対策の総合的な推進のために必要な事項について調査審議する自殺対策審議会を運営した。

（参考；（大阪府の自殺者数）令和４年は１，４８８人、令和５年１，３８３人）

○根拠法令等 ： 自殺対策基本法

　　　　　　　大阪府自殺対策計画

大阪府自殺対策審議会規則

（２）自殺対策事業の推進

こころの健康総合センターに「大阪府自殺対策推進センター」を設置し、「こころの健康相談統一ダイヤル」による電話相談や自殺対策従事者養成研修、普及啓発等を実施した。

また、地域自殺対策強化交付金等を活用して、自殺防止対策を推進する民間団体及び市町村が行う事業を支援するほか、産後うつ等妊産婦のこころの健康への対応等を行う「大阪府妊産婦こころの相談センター」、若年層を対象とするSNS相談「大阪府こころのほっとライン」等を通じて自殺のハイリスク者への支援を行った。

さらに、新型コロナウイルス感染症による府民の不安等に対応するため、SNS相談「大阪府こころのほっとライン新型コロナ専用」、電話相談「新型コロナこころのフリーダイヤル」を実施した。

○根拠法令等 ： 自殺対策基本法

　　　　　自殺総合対策大綱

　　　　　自殺予防に向けての総合的な対策の推進について（厚生労働省通知）

　　　　　　　　　大阪府自殺対策計画

２　精神科救急医療体制整備等事業

予　算　額　　３５７，２３６千円

　　　　決　算　額　　３５３，１５０千円

（１）精神科救急拠点病院の体制確保

夜間・休日において、原則、大阪府内で発生した精神疾患の急性発症や精神症状の急変等により緊急に外来診療または入院治療を要する患者のため、民間精神科病院等の輪番制による入院等の医療対応が可能な体制を整備した。

（２）合併症支援病院の体制確保

　　　　夜間・休日において、一般救急医療機関で処置を終えた身体合併症患者に対し、必要に応じて転院受入・外来対応を行うための体制として、「合併症支援病院」を整備した。

（３）精神科緊急医療体制の整備

　　　　「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第27条及び第29条の２に基づき、夜間・休日において、緊急措置診察の必要があると認められた精神障がい者のために、民間精神科病院等の輪番制による精神科緊急病院における診察及び入院等の医療対応が可能な体制を整備した。

（４）精神障がい者医療相談事業

大阪市、堺市と共同で、夜間・休日における精神疾患の急性発症により、府民からの外来受診や入院の必要性を相談する場として医療相談窓口を設置し、受診等の必要な助言や「精神科救急医療情報センター」 の紹介を行った。

令和５年度相談件数 ： １８，７９５件

○根拠法令等 ： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　第19条の11

（５）大阪府精神科救急医療運営審議会

　　　精神科救急医療システムの円滑な運営及び関係機関・団体との密接な連携を図るとともに、適正な運営がなされるよう、必要な調査審議を行うため、大阪府精神科救急医療運営審議会を運営した。

　　　　○根拠法令等 ： 大阪府精神科救急医療システム実施要綱

　　　　　　　　　　　　精神科救急医療体制整備事業実施要綱

３　精神医療適正化対策事業

予　算　額　　２７，６７５千円

決　算　額　　２５，１９５千円

　　精神科病院の実地指導や、こころの健康総合センターにおいて精神医療審査会や精神科医療機関療養環境検討協議会を運営することなどにより、精神障がい者の人権に配慮した適正な精神医療の確保を図った。

　　　　○根拠法令等 ： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　第９条、第12条、

第38条の２、第38条の６

　　　　　　　　　　　　精神科病院に対する指導監督等の強化徹底について（厚生労働省

通知）

　　　　　　　　　　　　大阪府精神保健福祉審議会条例

　　　　　　　　　　　　大阪府精神医療審査会報告書作成事務補助金交付要綱

（１）精神医療審査会報告書作成事務にかかる補助

措置入院者及び医療保護入院者に係る定期病状報告書の提出を促すため、精神科病院等４７病院に対し助成を行った。

対象件数　 ： １４，０００件

○根拠法令等 ： 大阪府精神医療審査会報告書作成事務補助金交付要綱

４　措置診察立会事務等の権限移譲

予　算　額　　２，１２８千円

決　算　額　　１，８５２千円

　　都道府県知事が権限を有する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく下記の事務について、大阪版地方分権推進制度により移譲を行った自治体に対し、交付金を支出した。

（１）措置診察立会事務

　　　「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第23条通報（いわゆる警察官通報）に基づく措置診察において、同法第27条第３項の都道府県職員の立会事務。

　　　　　権限移譲済自治体：枚方市、八尾市、豊中市、寝屋川市及び吹田市

（２）精神科病院実地指導事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第38条の６に基づく精神科病院の実地指導等の事務。

　　　　　権限移譲済自治体：高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び吹田市

５　指定病院事故補償対策補助事業

予　算　額　　８５８千円

決　算　額　　８５８千円

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第29条による措置入院患者に係る事故に起因し、措置入院患者を収容している指定病院に損害賠償責任が生じた場合に、これを円満に処理する必要があることから大阪府指定病院損害賠償責任保険・傷害保険に加入した。

６　こころの健康相談事業

予　算　額　　２４，４７６千円

決　算　額　　２１，９６３千円

全保健所において精神科医師やケースワーカー、保健師等によるこころの健康や依存症、認知症等の精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施し、医療機関への受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を行った。

【 事 業 実 績 】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 延　　件　　数 |
| 相　　談 | ２３，３０４件 |
| 訪問指導 | ２，３４３件 |

○根拠法令等 ： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　第47条

７　子どもの心の診療ネットワーク事業

予　算　額　　１１，７６７千円

決　算　額　　１１，７６７千円

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、拠点病院を中核として、地域の医療機関ならびに子ども家庭センター、保健所、市町村保健センター、発達障がい者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図った。

８　認知症疾患医療センター運営補助事業

予　算　額　　２１，７２０千円

決　算　額　　２１，７２０千円

二次医療圏（大阪市、堺市を除く）ごとに１病院を「認知症疾患医療センター」に指定し、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図った。

指定病院 ： ６病院

○根拠法令等 ： 大阪府認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

９　地域医療介護総合確保基金事業

（１）一般救急病院への精神科コンサル事業等

予　算　額　　５９，２９８千円

決　算　額　　５５，４７４千円

　　一般救急病院への精神科コンサル体制や身体科処置後の患者の精神科での受入体制を整備した。